

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を
公布する。

平成19年5月1日

京都市長 桧 本 賴 兼

京都市規則第6号

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定め
る規則

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年3月23日
京都市条例第32号)の施行期日は、平成19年9月1日とする。

(都市計画局都市景観部市街地景観課)